四　巻上装置						
(一)　チェーンコンベア巻上装置						
巻上用チェーン						
いては設置時の直径の二・五パーセント又は六ミリメートルのうちいずれか小さい値、ウレタン等によりライニングされた車輪においては設置時の厚みの二十五パーセント又は五ミリメートルのうちいずれか小さい値）の九十パーセントを超えていること。	［略］	溝付きタイヤの溝深さの状況	目視により確認し、又は溝深さを測定する。	溝深さが製造者が定める基準に適合していないこと。ただし、製造者が基準を定めていない場合にあっては、溝深さが設置時の二十五パーセント未満であること。	［略］	巻上用チェーンの劣化及び損傷並びに給油の状況	目視により確認する。	チェーンのリンク板若しくは軸にき裂若しくは著しい錆若しくは腐食があること又は給油が適切でないこと。
		空気入りタイヤの空気圧の状況	運転状態で目視及び聴診により確認するとともに、空気圧を測定する。	スリップ等の運転上支障をきたすおそれがあること又は空気圧が適正な状態として製造者が定める基準値の九十パーセント未満であること。				

四　巻上装置						
(一)　チェーンコンベア巻上装置						
巻上用チェーン						
五パーセント又は六ミリメートルのうちいずれか小さい値、ウレタン等によりライニングされた車輪においては設置時の厚みの二十五パーセント又は五ミリメートルのうちいずれか小さい値）の九十パーセントを超えていること。	［同上］	［項を加える。］			［同上］	巻上用チェーンの劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	チェーンのリンクに著しい錆、腐食又はき裂があること。
		空気入りタイヤの空気圧及び溝深さの状況	空気圧及び溝深さを測定する。	空気圧が適正な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合にあっては、三百五十キロパスカル）の九十パーセント未満であること又は溝深さが設置時の溝深さの二十五パーセント未満であること。				